

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

岩手県	
市区町村数	33

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議	の有無			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
/	/	/	/	/	/	17	24	6	/	/	/	33	/	/	/	/		
3	201 盛岡市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	盛岡市男女共同参画推進条例	2019年6月28日	2019年6月28日		第3次盛岡市男女共同参画推進計画	2020年7月31日	~	2030年3月31日	1	1			
3	202 宮古市	市民協働課	1 2	1	1				4	第5次宮古市男女共同参画基本計画	2021年12月15日	~	2026年3月31日	1	1			
3	203 大船渡市	男女共同参画室	1 1	1	1	大船渡市男女共同参画推進条例	2002年2月27日	2002年4月1日		第5次大船渡市男女共同参画行動計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
3	205 花巻市	地域づくり課	1 2	2	1	花巻市男女共同参画推進条例	2006年1月1日	2006年1月1日		第3次花巻市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2032年3月31日	1	1			
3	206 北上市	地域づくり課	1 2	1	1	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	2019年3月22日	2019年4月1日		きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
3	207 久慈市	地域づくり振興課	1 2	1	1				4	第3次久慈市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2033年3月31日	1	1			
3	208 遠野市	生涯学習スポーツ課	1 2	2	2				4	第4次と・お・の いきいき参画プランー第4次遠野市男女共同参画基本計画ー	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
3	209 一関市	まちづくり推進部いきがいづくり課	1 2	1	1				4	第4次いちのせき男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
3	210 陸前高田市	まちづくり推進課	1 2	2	1				4	陸前高田市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	2			
3	211 釜石市	男女共同参画室	1 2	1	1				4	かまいし男女共同参画推進プラン2024-2028	2024年4月	~	2029年3月	1	1			
3	213 二戸市	まちづくり課	1 2	2	1				4	第2次二戸市男女共同参画計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
3	214 八幡平市	文化スポーツ課	1 1	1	1				4	第2次八幡平市男女共同参画計画	2016年3月	~	2026年3月	2	1			
3	215 奥州市	地域づくり推進課	1 2	1	1	奥州市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくり推進条例	2007年3月14日	2007年3月14日		第2次奥州市男女共同参画計画	2018年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
3	216 滝沢市	地域づくり推進課	1 2	2	1				4	滝沢市男女共同参画計画～たきざわ輝きプラン3～	2023年4月	~	2032年3月	2	1			
3	301 霊石町	総合政策課	1 2	2	1				4	第四次靈石町男女共同参画プラン(第3次改訂)	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1			
3	302 葛巻町	総務課	1 2	2	2				4	葛巻町総合計画後期基本計画	2024年4月	~	2028年3月	2	2			
3	303 岩手町	企画商工課	1 2	1	1				4	第3次いわてまち男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1			
3	321 紫波町	企画課	1 2	1	1				4	第3次紫波町男女共同参画推進計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1			
3	322 矢巾町	文化スポーツ課	2 2	1	1				4	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン～中間改訂版～	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			
3	366 西和賀町	生涯学習課	2 2	1	1				4	第2次西和賀町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1			
3	381 金ヶ崎町	中央生涯教育センター	1 2	2	1	金ヶ崎町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次金ヶ崎町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2030年3月31日	1	2			
3	402 平泉町	まちづくり推進課	1 2	1	1				3	平泉町男女共同参画プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1			
3	441 住田町	住田町教育委員会生涯学習係	2 2	1	2				4	第3次住田町男女共同参画計画	2025年3月	~	2028年3月	1	1			
3	461 大槌町	総務課	1 2	2	1				4	大槌町男女共同参画推進計画 おもいやりおおつちプラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1			
3	482 山田町	政策企画課	1 2	2	2				4	第2次キラリやまだ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			の連絡会議	の有機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		
3	483	岩泉町	教育委員会事務局	2	2	1	2				4	第3次岩泉町男女共同参画推進プラン	2021年3月	～	2025年3月	1	1
3	484	田野畠村	企画観光課	1	2	2	1				4	田野畠村総合計画前期基本計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	2	2
3	485	普代村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4	第5次総合発展計画	令和3年4月1日	～	令和7年3月31日	1	2
3	501	軽米町	政策推進課	1	2	2	2				4	第2次軽米町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
3	503	野田村	住民生活課	1	2	2	1				4	第2次野田村男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	2	1
3	506	九戸村	教育委員会生涯学習係	2	2	1	1				4	九戸村男女共同参画プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
3	507	洋野町	町民生活課	1	2	2	2				4	第3次洋野町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
3	524	一戸町	生涯学習・協働推進課	1	2	2	2				4	第2次一戸町男女共同参画基本計画	2016年3月	～	2025年2月	2	1

<選択肢回答>

所属

1 首長部局  
2 教育委員会

1 有  
2 無

事務所掌

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課  
2 1ではない

1 有  
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指しに1 一体  
2 2026年度以降の制定を目指しに検討中  
3 その他  
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

1 単独計画として策定  
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

1 策定予定有  
2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

岩手県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態							問6-5 管理・運営主体								
		問6-1			問6-4 所在地等								問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体								
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ							施設管理		事業運営							
									単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
		1															0	1	0	1	0	0	1	0
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1・5階	019-604-3303	019-601-4031	<a href="https://mjc.sankaku-npo.jp/">https://mjc.sankaku-npo.jp/</a>								○	○				○			
3	202	宮古市																						
3	203	大船渡市																						
3	205	花巻市																						
3	206	北上市																						
3	207	久慈市																						
3	208	遠野市																						
3	209	一関市																						
3	210	陸前高田市																						
3	211	釜石市																						
3	213	二戸市																						
3	214	八幡平市																						
3	215	奥州市																						
3	216	滝沢市																						
3	301	雫石町																						
3	302	葛巣町																						
3	303	岩手町																						
3	321	紫波町																						
3	322	矢巾町																						
3	366	西和賀町																						
3	381	金ヶ崎町																						
3	402	平泉町																						
3	441	住田町																						
3	461	大槌町																						
3	482	山田町																						
3	483	岩泉町																						
3	484	田野畠村																						
3	485	普代村																						
3	501	軽米町																						
3	503	野田村																						
3	506	九戸村																						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設 形態		問6-5 管理・運営主体			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
3	507	洋野町														
3	524	一戸町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岩手県

都道府県 コロド	市町村名	市町区	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
			1	1			7			21,460	1	1	1	1	0	0	0	1	1
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	2000年6月1日	○		○	12	1		○	○	○	○			○	○	
3	202	宮古市					○												
3	203	大船渡市					○												
3	205	花巻市					○												
3	206	北上市					○												
3	207	久慈市																	
3	208	遠野市																	
3	209	一関市																	
3	210	陸前高田市																	
3	211	釜石市																	
3	213	二戸市					○												
3	214	八幡平市																	
3	215	奥州市																	
3	216	滝沢市																	
3	301	雫石町																	
3	302	葛巣町																	
3	303	岩手町																	
3	321	紫波町					○												
3	322	矢巾町																	
3	366	西和賀町																	
3	381	金ヶ崎町																	
3	402	平泉町																	
3	441	住田町																	
3	461	大槌町																	
3	482	山田町																	
3	483	岩泉町																	
3	484	田野畑村																	
3	485	普代村																	
3	501	軽米町																	
3	503	野田村																	
3	506	九戸村																	
3	507	洋野町																	
3	524	一戸町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

岩手県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			1			14	0	0.0	16	1	6.3	19	0	0.0	18	0	0.0	2,779	135	4.9
3	201	盛岡市				1	0	0.0	2	1	50.0							383	25	6.5
3	202	宮古市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	16	8.2
3	203	大船渡市	1995年11月25日	男女共同参画社会実現に向けての大船渡宣言		1	1	0.0	0.0	1	0.0							130	6	4.6
3	205	花巻市				1	0	0.0	2	0	0.0									
3	206	北上市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	207	久慈市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	4	2.8
3	208	遠野市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
3	209	一関市				1	0	0.0	1	0	0.0							485	8	1.6
3	210	陸前高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							127	8	6.3
3	211	釜石市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	11	8.1
3	213	二戸市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	214	八幡平市				1	0	0.0	1	0	0.0							145	6	4.1
3	215	奥州市				1	0	0.0	1	0	0.0									
3	216	滝沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	5	15.6
3	301	零石町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1
3	302	葛巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
3	303	岩手町										1	0	0.0	1	0	0.0	80	2	2.5
3	321	紫波町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	6	4.6
3	322	矢巾町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
3	366	西和賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
3	381	金ヶ崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
3	402	平泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
3	441	住田町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
3	461	大槌町										1	0	0.0	1	0	0.0			
3	482	山田町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	2	6.9
3	483	岩泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	5	5.3
3	484	田野畠村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
3	485	普代村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
3	501	軽米町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	9	10.1
3	503	野田村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
3	506	九戸村										1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
3	507	洋野町										1	0	0.0	1	0	0.0	73	7	9.6
3	524	一戸町										1	0	0.0	0	0	0.0	89	1	1.1

<選択肢回答>  
男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

岩手県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1						調査時点コード								
		問8-1			問8-2								問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他						
					951	865	11,527	3,367	29.2	664	598	9,285	2,661	28.7	168	109	994	214	21.5	1,085	168	15.5	1,086	166	15.3															
				小計						648	582	8,818	2,511	28.5	165	108	986	213	21.6																					
3	201	盛岡市	40.0	2029年4月	100	93	1,317	387	29.4	57	53	858	253	29.5	6	6	37	11	29.7	52	14	26.9	53	14	26.4	1		1		1		1								
3	202	宮古市	40.0	2026年3月	77	97	540	168	31.1	1	法律又は政令により設置されている審議会等、3条例、規則等により設置されている懇談会、会議等、4要綱等により設置されている懇談会、会議等	28	26	369	126	34.1	5	4	23	8	34.8	42	4	9.5	43	4	9.3	1		1		1		1						
3	203	大船渡市	40.0	2028年3月	51	47	702	228	32.5	1	地方自治法第180条の5に基づく審議会・委員会等 2 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(法令により設置) 3 地方自治法第202条の3に基づく審議会・委員会等(条例により設置) 4 要綱等により設置されている審議会等	27	26	404	135	33.4	5	3	24	7	29.2	42	6	14.3	43	6	14.0	1		1		1		1						
3	205	花巻市	40.0	2032年3月	59	55	787	253	32.1	法律、条例、要綱等により設置している審議会、委員会等	57	53	764	242	31.7	5	4	38	12	31.6	33	8	24.2	34	8	23.5	1		1		1		1							
3	206	北上市	30.0	2026年3月	26	21	344	102	29.7	地方自治法第203条の3に基づく審議会等	26	21	345	101	29.3	5	3	32	6	18.8	41	9	22.0	42	9	21.4	1		1		1		1							
3	207	久慈市	40.0	2026年3月	38	33	430	144	33.5	地方自治法など各課が所管する業務に関する関係法律および市関係条例等により設置される審議会等	13	12	202	68	33.7	5	3	43	7	16.3	32	5	15.6	33	5	15.2	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	1		1		1					
3	208	遠野市	30.0	2026年3月	28	26	359	101	28.1		24	21	359	101	28.1	5	5	33	10	30.3	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1		1							
3	209	一関市	60.0	2026年3月	50	48	1,025	347	33.9	2026年3月/男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	12	12	199	83	41.7	5	3	74	7	9.5	34	12	35.3	35	12	34.3	1		1		1		1							
3	210	陸前高田市	30.0	2029年3月	27	25	282	76	27.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	26	24	270	73	27.0	5	4	35	6	17.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1		1							
3	211	金石市	45.0	2029年3月	68	65	774	313	40.4	市の条例、規則、要綱により設置している審議会等	31	31	488	213	43.6	5	4	23	9	39.1	39	13	33.3	40	13	32.5	1		1		1		1							
3	213	二戸市	30.0	2026年3月	25	23	341	84	24.6	地方自治法(第202条の3)	23	21	294	73	24.8	5	3	55	8	14.5	35	5	14.3	36	5	13.9	1		1		1		1							
3	214	八幡平市	30.0	2026年3月	16	15	224	63	28.1		17	15	225	69	30.7	5	2	32	6	18.8	32	3	9.4	33	3	9.1	1		1		1		1							
3	215	奥州市	40.0	2027年3月	30	27	611	155	25.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	25	546	136	24.9	5	3	38	7	18.4	47	7	14.9	48	7	14.6	1		1		1		1							
3	216	滝沢市	40.0	2032年3月	34	25	337	84	24.9	すべて	27	26	352	92	26.1	5	3	33	4	12.1	34	6	17.6	35	6	17.1	2	2023年4月1日	1		1		1							
3	301	零石町	32.0	2029年3月	29	26	323	81	25.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の委員会(27)要綱等により設置されている懇談会、会議等(2)	14	12	200	41	20.5	5	3	25	7	28.0	42	5	11.9	43	5	11.6	1		1		1		1							
3	302	葛巻町	31.0	2028年3月	19	16	181	50	27.6		14	13	170	45	26.5	5	3	22	5	22.7	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1		1							
3	303	岩手町		2027年3月	27	23	295	62	21.0																															

都道府県	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1		調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)																			
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)									
3 483	岩泉町	20.0	2027年3月		42	29	431	69	16.0		14	11	181	31	17.1	5	3	21	5	23.8	31	4	12.9	32	4	12.5	1		1	1
3 484	田野畠村				0	0	0	0	0		10	7	89	23	25.8	5	3	20	6	30.0	23	4	17.4	24	4	16.7	1		1	1
3 485	普代村				0	0	0	0	0		7	6	48	12	25.0	5	3	21	5	23.8	30	2	6.7	0	0	0.0	1		1	1
3 501	輕米町				0	0	0	0	0		11	10	163	44	27.0	5	3	23	3	13.0	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1	1
3 503	野田村				0	0	0	0	0		5	4	59	10	16.9	5	2	21	3	14.3	27	7	25.9	28	7	25.0	1		1	1
3 506	九戸村	30.0	2028年3月		16	9	161	30	18.6	法律、条令、要綱等により設置している審議会、委員会等	8	5	104	19	18.3	5	2	22	5	22.7	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1	1
3 507	洋野町	40.0	2026年3月		17	14	247	70	28.3		6	5	84	12	14.3	5	3	42	9	21.4	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1	1
3 524	一戸町				0	0	0	0	0		14	13	220	46	20.9	5	4	30	7	23.3	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1	1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岩手県

都道府県コード	市区町村名	市町区	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)
										16	16	467	150	32.1	3	1	8	1	12.5						
盛岡市										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
宮古市										2	2	38	16	42.1	0	0	0	0	0.0						
大船渡市										1	1	81	33	40.7	0	0	0	0	0.0						
花巻市										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
北上市										2	2	47	16	34.0	0	0	0	0	0.0						
久慈市										1	1	57	23	40.4	1	0	4	0	0.0						
遠野市										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
一関市										0	0	0	0	0.0	1	0	2	0	0.0						
陸前高田市										1	1	12	3	25.0	0	0	0	0	0.0						
釜石市										2	2	45	10	22.2	1	1	2	1	50.0						
二戸市										2	2	47	11	23.4	0	0	0	0	0.0						
八幡平市										1	1	28	10	35.7	0	0	0	0	0.0						
奥州市										2	2	65	19	29.2	0	0	0	0	0.0						
滝沢市										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
零石町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
葛巻町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
岩手町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
紫波町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
矢巾町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
西和賀町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
金ヶ崎町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
平泉町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
住田町										1	1	12	3	25.0	0	0	0	0	0.0						
大槌町										1	1	35	6	17.1	0	0	0	0	0.0						
山田町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
岩泉町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
田野畠村										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
普代村										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
軽米町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
野田村										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
九戸村										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
洋野町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
一戸町										0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

#### 調査表4-4

### 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

岩手県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岩手県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都 道 府 県 市 区 市 町 村 村 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間1で1、を選択した場合、取扱った場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3 間3で1、を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間1で1、を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5 間1で1、を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間1で1、を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について以下の事項について1~4のいずれか一つに〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認定している。 3.個別の各事由を明記した規定がないが、解説又は運用上も認定していない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認定している。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。																		
16		1の合計	32	0	30			1		30	30								
6		2の合計	0	27	2			31		2	2								
2		3の合計	0	5				0		0	0								
9		4の合計	1	0						1	1								
3 201	盛岡市	1	盛岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2) 職員としての身分に關するもの (3) 職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混亂を生じさせるおそれがないもの	盛岡市議会	1	2	1	盛岡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1	
3 202	宮古市	1	宮古市職員の文書等における旧姓使用の取扱いに関する規程 第2条 職員が、旧姓を使用することができる文書等(文書、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)、名札その他氏の記載をするものをいう。以下同じ。)は、法令等に抵触するおそれがないか、かつ、専ら組織内で使用する文書等で職務の遂行上支障がないものとする。	宮古市議会	1	3	1	宮古市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)のうち当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
3 203	大船渡市	1	大船渡市職員旧姓使用取扱規定 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所屬長を通じて、市長に申請しなければならない。	大船渡市議会	1	2	1	大船渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1	
3 205	花巻市	1	花巻市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	花巻市議会	1	2	1	花巻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1	
3 206	北上市	1	北上市旧姓使用規定 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 職務上単に氏名を使用するもの 職員登録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起案文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用承認請求書等 (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務等記録簿、休暇処理票、職務専念義務免除承認申請書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	北上市議会	1	2	1	北上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	2				1	1	1	1	1	1	
3 207	久慈市	3		久慈市議会委員会条例 (欠席の届出) 第15条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために、出席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席出来ないときは、出産予定期日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができます。	久慈市議会	1	3	1	久慈市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬の額に、长期欠席期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)90日を超える365日以下 100分の80 (2)365日を超えるとき 100分の50 2. 前項の規定は、長期欠席期間の初日から起算して90日を超える日の属する月の翌月(その日の月初であるときは、その日の属する月)から、長期欠席期間の末日の属する月までの議員報酬について適用する。ただし、議員報酬を減額した支給を開始すべき月に長期欠席期間を終えた議員に対する議員報酬については、同項の規定は適用しない。 3. 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、適用する割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらを「基準日」という。)の前6月以内の期間において前条の規定により議員報酬の額を減額された月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 2. 前項の規定により期末手当を減額して支給する場合において、適用される前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合が異なる場合の期末手当の額は、割合が低い方を適用して計算する。 第5条 長期欠席期間が次に掲げる事由により生じた場合は、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の負傷若しくは疾病または通勤中の負傷若しくは疾病 (2)出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項に規定する産前産後の期間の範囲内である場合に限る。) (3)その他議長が前2条の事由に準ると認められる場合	1				1	1	1	1	1	1

都 市 市 道 区 府 町		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
						問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由についての事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
県	市	村	町	コ	コ	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことがない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他					
3 208	遠野市	1	遠野市職員旧姓使用取扱規程  (趣旨) 第1条 この訓令は、遠野市に勤務する一般職の職員(期限付臨時職員及び非常勤職員を除く、以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用する場合の手続等に關する事項を定めるものとする。 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。 2 新たに職員となった者が既に戸籍上の氏を改めている場合において、当該職員が旧姓を使用しようとするときは、速やかに、旧姓使用届により市長に届け出なければならない。	遠野市議会	1	3	1	遠野市議会会議規則  第1条 議員は、公務出張、疾病、災害、看護又は介護、出産、育児、忌引、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
3 209	一関市	4				1	2	1	一関市議会会議規則  第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 210	陸前高田市	2			陸前高田市議会	1	2	1	陸前高田市議会会議規則  第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 211	釜石市	2			釜石市議会	1	2	1	釜石市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 213	二戸市	1	二戸市職員旧姓使用取扱要綱  (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして市長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1)公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2)職員としての身分に關しないもの (3)職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混亂を生じさせおそれがないもの 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓の使用しようとする職員は、本籍・住所・氏名変更届を提出しなければならない。 2 前項の申請を行う場合は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名を確認するため、改姓前後の氏を証する書面を添えるものとする。 3 新たに職員となった者が、既に戸籍上の氏を改めている場合であつて、旧姓の使用をしようとするときは、速やかに旧姓使用届を総務課長に提出しなければならない。	二戸市議会	1	2	1	二戸市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助やその他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
3 214	八幡平市	1	八幡平市職員旧姓使用取扱規程	八幡平市議会	1	3	2	八幡平市議会会議規則  第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	
3 215	奥州市	1	奥州市一般職の職員の旧姓使用に関する規則  第1条 この規則は、奥州市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めることにより生じる職務上の不利益又は不都合を解消するため、職員が戸籍上の氏を改めた後も引き続き從前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關する事項を定めるものとする。	奥州市議会	1	2	1					1	1	1	1	1	1	

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道 府 町	市 区	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。															
県 市 村	市 区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。															
コ コ	市 区	問12-2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。															
ド ド	名	問12-3 間1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
議 会 名		問12-4 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。															
議 会 名		問12-5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。															
議 会 名		問12-6 間1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
議 会 名		問12-7 間1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
3 216	滝沢市	1	滝沢市職員服務規程 第13条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合は又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。	滝沢市議会	1	2	1	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことがない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間よりも長い。 3. 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他	1	1	1	1	1
3 301	栗石町	3		栗石町議会	1	2	1	栗石町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
3 302	葛巻町	2		葛巻町議会	1	2	1	葛巻町議会総合各例 第13条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
3 303	岩手町	1	岩手町職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混亂を招くおそれがないとのし、別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならぬ。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。 2. 前項の申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5 町長は、旧姓を使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6 第5の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 3. 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用することを申し出なければならない。 (承認の取消) 第8 町長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (補則) 第9 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。	岩手町議会	1	2	1	岩手町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日程を定めて出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1
3 321	紫波町	2		紫波町議会	1	2	1	紫波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2				1	1	1	1	1

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
道 府 町	区	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。												
県 市 村	市 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。												
コ コ	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。												
ド ド	名	矢巾町職員の旧姓使用に係る内規  第1条 この内規は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 本内規は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に定める会計年度任用職員を含む一般職の職員(以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外の文書等であって、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の開始) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。 (承認) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第6条 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用的承認を取り消すことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓使用者の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用者取消通知書(様式第3号)により旧姓使用者に通知しなければならない。 (旧姓使用者の中止) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用者の責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (派遣先における旧姓使用) 第9条 旧姓使用者が国又は地方公共団体等に派遣された場合の当該職員の派遣先における旧姓の使用は、当該派遣先の団体の取り扱いによるものとする。 (補則) 第10条 この内規に定めるものほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。  別表第1(第3条関係) 旧姓を使用できる文書等の基準 基準範囲の例示 1 専ら組織内部で使用されるもので、かつ、容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの□ 起案文書 2 回答文書 3 財務・契約関係文書 4 事業引継関係文書 5 人事異動内示関係文書 6 職務名簿 7 座席表 8 人事評価関係文書 9 自己申告書 10 研修関係文書(海外研修等戸籍名を必要とするものを除く。) 11 復命書 12 文書発送簿 13 便箋受付関係文書 14 事務分掌表 15 その他旧姓を使用することにより法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、当該文書を所管する所長が適当と認めるもの 2 職務の権利義務に係るもので、容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、係争のおそれのないもの□ 給与手当届出関係文書 2 出勤勤簿 3 特別勤務命令簿 4 旅行命令簿 5 時間外勤務命令簿 6 休憩割合申請書(休業補償申請関係文書を除く。) 7 職務概念義務免除関係文書 8 常勤企業等従事許可関係文書 9 公私混用関係文書 10 その他旧姓を使用することにより法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、当該文書を所管する所長が適当と認めるもの 3 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの□ 職場での呼称 2 名札 3 名刺 4 その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの□ 研究論文等の発表、講演等  別表第2(第3条関係) 旧姓を使用できない文書等の基準 基準範囲の例示 1 公権力の行使に係るもの及び職員の身分を証明するもの□ 身分に係る証明文書(在職証明書、退職証明書等) 2 法令及び条例等の規定に基づき立入り等に關する証明書 3 稽令 4 採用文書は退職関係文書 5 勤務関係文書 6 その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に關する文書等 2 職務の権利・義務に係るもので、他の機関に与える影響が大きいもの□ 源泉徴収票 2 給与支払明細書 3 共済組合、総合事務組合、医療機関等に關する文書 4 銀行その他金融機関に關する文書 5 法務局、地方公務員災害補償基金等に關する文書	矢巾町議会	1	3	1	矢巾町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定期日より8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	2
3322	矢巾町	1												

都 市 市 道 府 町 県 コ 市 村 村 ド ド 市 区 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。		問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。		問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
3 366	西和賀町	1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他							
3 381	金ヶ崎町	4			金ヶ崎町議会	1	2	1	西和賀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 402	平泉町	4			平泉町議会	1	2	1	金ヶ崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
3 441	住田町	1	住田町職員旧姓使用取扱規定 ○住田町職員旧姓使用取扱規定 平成30年12月20日訓令第3号 住田町職員旧姓使用取扱規定(趣旨) 第1条 この訓令は、住田町職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といふ。)を文書等に使用することに關必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第3号の規定による非常勤職員及び同法第22条第5項の規定による臨時の任用職員(以下これらを「職員」という。)に適用する。 関連情報 (真務) 第3条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適正な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたり、町民及び職場内において誤解や混亂を生じさせないように努めなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2. 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (旧姓使用者の申請) 第5条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を通じて、町長に届け出なければならない。 2. 旧姓使用申請書は、婚姻等による戸籍上の氏を改めた日(新たに職員となった者が旧姓を使用しようとする場合にあっては、職員となった日)から起算して1月以内に提出しなければならない。 (承認の通知) 第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、旧姓使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、所属長を通じて、当該申請をした職員に通知するものとする。 (旧姓使用者の中止) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、所属長を通じて、町長に届け出なければならない。 2. 前項の規定による届出をした職員は、新たに婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合を除き、再び旧姓を使用することはできない。 3. 町長は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓を使用する職員に対し、旧姓の使用の中止を命ずることができる。 (旧姓使用者の異動等) 第8条 旧姓を使用する職員は、人事異動にあたり、職務遂行上又は事務処理上支障がないように異動先の所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (派遣先の旧姓使用) 第9条 旧姓を使用する職員が国又は他の地方公共団体等に派遣された場合の当該職員の派遣先における旧姓の使用は、当該派遣先の団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この訓令に定めるものほか、職員の旧姓の使用に關必要な事項は、町長が別に定める。	住田町議会	1	2	1	住田町議会会議規則 第2条第2項 (欠席の届出) 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。□	2			1	1	1	1	1	1	

都 市 市 道 府 町		市 区		市 区		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道 府 町		市 区				問12-1		問12-2		問12-3		問12-4		問12-5		問12-6		問12-7			
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。		問1で1.を選択した場合、取得した場合、出張した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。		問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問1で1.を選択した場合の両立の親点からの欠席事由について以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。		議員の仕事と生活の両立の親点からの欠席事由についての規定がある。					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他						(2及び3の場合を除く。)					
大槌町職員旧姓使用取扱要綱  第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏以下「旧姓」という。を職場において使用することについて定めるものとする。	3 461 大槌町	1	大槌町議会	1	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 482 山田町	4	岩手県山田町議会	4											4	4	4	4	4		
	3 483 岩泉町	2	岩泉町議会	1	2	1	岩泉町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1
	3 484 田野畠村	4	田野畠村議会事務局	1	2	1	田野畠村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 485 普代村	2	普代村議会	1	2	2	普代村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2							2	2	1	1	1		
	3 501 軽米町	4	軽米町議会	1	2	1	軽米町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 503 野田村	4	野田村議会	1	2	1	野田村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 506 九戸村	4	九戸村議会	1	2	1	九戸村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 507 洋野町	4	洋野町議会	1	2	1	洋野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	
	3 524 一戸町	1	一戸町職員旧姓使用取扱規程  第1条 この訓令は、一戸町に勤務する職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	一戸町議会	1	2	1	一戸町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	

## 調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岩手県

